

糸島市は、みなさんの進学を
応援します。

令和3(2021)年度



糸島市奨学資金のご案内

糸島市では、高等学校等への進学に際し給付型の奨学資金の制度を設けています。
下記対象者に該当し、給付を希望される方は、申請手続きをお願いします。

◆ **支給額 60,000円(一回限り)** ※給付のため返還の必要はありません

◆ **対象者** 下記①～④のいずれかに該当している世帯の方です。

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② (母子家庭、父子家庭等で) 児童扶養手当を受給している世帯
- ③ 就学援助を受給している世帯
(義務教育を受けている弟妹がいない世帯は、令和3年3月まで受給していた世帯も含む)
- ④ 前年度、市民税が非課税の世帯または均等割のみ課税の世帯

令和3年度に対象となる学校に入学された方

(高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部および専修学校の高等課程等)

◆ 申請方法

・受付期間は、入学した日から30日以内です。期限内に提出ください。

※申請には入学した高等学校等の「在学証明書」が必要です。

※新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、郵送での申請にご協力ください。

(郵送の場合、入学した日から30日以内の消印まで受け付けます)

—申請書提出先—

〒819-1192

糸島市前原西一丁目1-1

糸島市役所 人権・男女共同参画推進課 奨学資金担当 宛

※お手数ですが提出の際に、別添のアンケートにご協力ください。

※申請書に自署で署名された場合は押印を省略できます。

【問い合わせ】糸島市役所 人権・男女共同参画推進課

☎ 092-332-2075



申請に必要な書類など



- ① 在学証明書（高等学校等で発行）
- ② 糸島市奨学資金支給申請書（様式第1号）
- ③ 世帯調書（様式第2号）
- ④ 同意書（様式第3号）
- ⑤ 債権者登録兼口座振込申込書（申請用紙中にあります）
- ⑥ 振込先口座の通帳の写し（原則、振込先口座は入学する本人のもの）
- ⑦ 要件に該当することを証明できるものの写し

（例）就学援助認定通知書

児童扶養手当証書（有効期限が令和3年10月31日のもの）

※申請書に自署で署名された場合は押印を省略できます。

※②～⑤の書類は、別紙記入例を参考に作成してください。

※⑦については、証明できるものがない場合は担当課に確認をしますので、給付に少しお時間がかかります。

※申請書類を消えるボールペンで記入されている場合は、受け付けできませんのでご注意ください。

提出前に、申請書類の確認をお願いします。

チェック欄	チェック項目
<input type="checkbox"/>	在学証明書は、 <u>入学した日以降</u> に学校から発行されたものですか？
<input type="checkbox"/>	糸島市奨学資金申請書の申請者（本人）の欄は、 <u>入学する本人</u> になっていますか？
<input type="checkbox"/>	世帯調書の「同一生計の世帯状況」欄には、同じ収入で生活している家族や親族が全員記入されていますか？
<input type="checkbox"/>	同意書には、16歳以上の世帯全員の署名（自筆）がありますか？
<input type="checkbox"/>	債権者登録兼口座振込申込書の「申出人の氏名」欄は、 <u>入学する本人</u> になっていますか？
<input type="checkbox"/>	債権者登録兼口座振込申込書の「振込先」欄は、奨学資金を振込む口座です。 <u>（原則として）入学する本人の口座</u> になっていますか？ <u>※やむを得ず保護者の口座に振込む場合は、委任状欄に記入がありますか？</u>

★必ず、提出前に申請書のチェックをしてください。

★封をする前に、書類が全部揃っているか確認してください。